

西京シネクラブ会則

第一章 総則

- 第一条 この会は、西京シネクラブといい、事務局を山口市神田町五番十一号山口神田ビル四階に置きます。
- 第二条 この会は、映画を愛好する会員によって構成されます。

第二章 目的と事業

- 第三条 この会は、会員の要求に基づく優れた映画の鑑賞を通じて、人間的な成長を目指すとともに、多くの人に映画の楽しさを広めることを目的とします。
- 第四条 第三条の目的を達成するために、次の事業を行います。
- (1) 映画上映会（例会）を月一回行います。
 - (2) 機関紙、その他の資料を発行します。
 - (3) 映画に関する各種行事を行います。
 - (4) その他、必要な諸活動を行います。

第三章 会員

- 第五条 この会は、映画を愛好する人なら誰でも入会できます。
- 第六条 入会するときは、必要事項を記入した所定の入会申込書に入会金を添えて申し込みます。退会するときは、退会届けに署名します。入会金、会費は別に定めます。

第四章 機関

- 第七条 この会は、次の機関によって構成します。
- (1) 総会
 - (2) 運営委員会
- 第八条 総会は、この会の最高決議機関で、全会員を対象に年一回、代表が召集して開催します。
- 第九条 運営委員会は、事務局長が定期的に召集し、会の運営について協議、決定します。

第五章 役員

第十条 この会は、次の役員をおきます。

- (1) 代表 一名
- (2) 副代表 一名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 会計監査 一名
- (5) 事務局長 一名

第十一条 代表は、会を代表し、総会を召集します。

第十二条 運営委員は、運営委員会に参加し、会の運営にあたります。

第十三条 会計監査は、会の会計を監査し、総会で報告します。

第十四条 事務局長は、代表を補佐し、事務局の責任者として、運営委員会を召集し、会の運営に必要な事務を行います。

第十五条 以上の役員は、総会で選出します。役員の任期は総会から総会までの一年とし、再選を妨げません。

第六章 会計

第十六条 この会の運営に必要な経費は、入会金、会費その他で賄います。会費の額は、総会で決定します。

第十七条 会費は前納するものとし、事務局へ納入します。納入した入会金、会費は返還しません。

第十八条 会計年度は、毎年四月一日から三月三十一日迄とし、監査を経た会計報告は総会で承認を受けます。

第十九条 この会則の改廃は、総会で行います。

第二十条 この会則は、一九九〇年十月一日から実施します。

以上